

『福祉社会開発研究』編集内規

〈編集内規〉

1. 本誌は、原則として日本福祉大学大学院院生、修了者および関係者の研究発表のための研究誌とする。
2. 本誌の発刊は、1年1巻とする。
3. 本誌の編集は編集委員会が行う。編集委員会は、本誌を発行するために日本福祉大学大学院内に設置する。編集委員会は、委員長、副委員長、委員で構成し、2年任期とする。
4. 本誌に、査読委員会を設置する。査読委員は、大学院の教員とする。ただし編集委員会が必要と認めるときは、本学大学院以外の教員、研究所の研究員等を査読委員に加えることができる。
5. 本誌に、大学院各研究科・専攻の特集を設ける、または分冊発刊等を行うことがある。
6. 本誌に「論文」および「研究ノート」の欄を設ける。他に、編集委員会による依頼論文、講演録などの欄を設けることがある。
7. 投稿された原稿の掲載可否、及び「論文」または「研究ノート」の種別は編集委員会の決定による。「論文」として投稿され査読審査に合格したものは「論文」として掲載する。編集委員会の判断によって、「論文」として投稿されたものでも、「研究ノート」として掲載を認めることがある。このような「論文」以外の原稿についても執筆上の助言を行うことがある。
8. 本誌への掲載決定された論文等は、原則として電子公開するものとする。
9. 公開に当たり必要となる著者に属する著作権のうち、「複製権」「公衆送信権」（著作権法第21条および同法第23条に定める権利）については、本学大学院が行使することについての承諾を求める。
10. 本誌にかかわる内規に定めのない事項については、編集委員会が判断する。
11. 本内規の改訂は、大学院委員会が行う。

附則

1. 本編集内規は、2007年4月1日より施行する。
2. 本編集内規は、2018年4月1日より改正施行する。
3. 本編集内規は、2022年11月1日より改正施行する。